

上越市露店市場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月27日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第41号

上越市露店市場管理規則の一部を改正する規則

上越市露店市場管理規則（昭和47年上越市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、資格確認書兼申請書を提出した者のうち第2条に規定する対象者の要件を満たす者の数が出店を許可できる数を上回るときは、抽選により露店の出店者（以下「出店者」という。）を決定するものとする。

第4条第3項中「露店の出店者（以下「出店者」という。）」を「出店者」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

常設 出 店
露店市場 却下通知書
移動 従事者

第 号
年 月 日

様

上越市長



年 月 日付で申請のあった 露店の出店について、次の理由に
より 露店の出店 を認めないことを通知します。
使用人としての従事や関与

理 由	
-----	--

（付記）

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。